

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
 - 土地改良事業計画を変更することを適当と決定した件 四三
 - 県営土地改良事業計画を変更した件 四三
 - 土地収用法により事業の認定をした件 四三
- 公 告
 - 随意契約の相手方を決定した件 四四
 - 一般競争入札を行う件 四五
 - 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 四七
- 正 誤
 - 平成二十八年五月六日付け定例第二千七百九十三号中 四七
 - 平成二十八年五月二十四日付け定例第二千七百九十八号中 四七
 - 平成二十八年五月二十七日付け定例第二千七百九十九号中 四七
 - 平成二十八年六月三日付け定例第二千八百一号中 四七
 - 平成二十八年六月七日付け定例第二千八百二号中 四七
 - 平成二十八年六月十日付け定例第二千八百三号中 四八
 - 平成二十八年六月十七日付け定例第二千八百五号中 四八

告 示

福島県告示第四百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、郡山市東部土地改良区が郡山東部地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年七月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
 - 平成二十八年七月二十日から
 - 同 年八月八日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
 - 郡山市役所

（農村計画課）

福島県告示第四百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、中朝日地区に係る県営農業農村基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年七月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
 - 平成二十八年七月二十日から
 - 同 年八月八日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
 - 只見町役場

（農村計画課）

福島県告示第四百六十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十八年七月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 起業者の名称
 - 西郷村
- 二 事業の種類
 - 原中墓地拡張事業
- 三 収用又は使用の別を明らかにした起業地
 - 1 収用の部分 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字古米坂、字原中地内
 - 2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由
 - 申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性
 原中墓地拡張事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に該当する。

2 法第二十条第二号の要件への適合性
 起業者は、西郷村墓地整備計画に基づき、本件事業を行うこととしており、必要な措置を講じているため、事業遂行の意思と能力があるものと認められる。

3 法第二十条第三号の要件への適合性
 得られる公共の利益
 西郷村の公営墓地は村内に三か所整備されているが、空き区画が全くない状況となっており、加えて村民からの問合せが多数寄せられており、宗派や地縁血縁等によらず使用することができる公営墓地への需要は多い。

また、当村の人口動態からすると、高齢化の進行、核家族化の影響による世帯数の増加傾向が見られ、将来的、継続的に、墓地に対する需要の高まりが見込まれる状況にある。

今般拡張事業を計画している原中墓地は、村中心部から離れており自家用車利用が多いにもかかわらず八台分の駐車スペースしかないため、周辺道路への路上駐車や駐車待ち車両の滞留が発生しており、交通安全上問題となっている。

このような状況の中、本件事業の施行によって、公営墓地を新たに使用したい村民の需要に対応することが可能になるとともに、駐車可能台数の増加による墓地利用者の利便性向上及び周辺道路の交通安全の向上が可能となるものである。したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号）に定める対象事業に該当しない。

なお、起業者が本起業地及び周辺地の貴重な動植物の情報について、福島県自然保護課に対し照会を行ったところ、本起業地周辺において希少動植物の生息及び生育は確認されなかった。

また、西郷村教育委員会に照会したところ、本起業地は「周知の埋蔵文化財」の範囲外であることを確認している。

(三) 事業計画の合理性

本件事業は、村内公営墓地の現状を踏まえ、本村の基本計画における住環境改善のための施策として位置づけられた「西郷村墓地整備計画」に基づき、村民の意向を反映させるための需要調査及び人口推計から算出された需要予測を踏まえて計画されたものである。

また、起業地の選定に当たっては、福島県墓地、埋葬に関する法律施行細則第

一条第一項の規定に従い、村内三か所の候補地の比較検討を行っているが、地理的条件、周辺環境及び経済性から総合的に勘案すると、本起業地が最も合理的であると認められる。

4 法第二十条第四号の要件への適合性
 事業を早期に施行する必要性

西郷村の公営墓地は村内に三か所整備されているが、空き区画が全くない状況となっており、加えて村民からの問合せが多数寄せられており、宗派や地縁血縁等によらず使用することができる公営墓地への需要は多い。

また、当該墓地は駐車スペースが狭いため、周辺道路への路上駐車や駐車待ち車両の滞留が発生し、交通安全上問題となっている。

加えて、墓地管理組合から墓地環境改善についての要望が出されていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、本起業地は全て本件事業の用に恒久的に供されるものであるため、収用又は使用の別を収用としたことについても合理的であると認められる。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。起業地を表示する図面の長期縦覧の場所

西郷村住民生活課

（土木総務課用地室）

公 告